２０１６年度　コープさが生活協同組合

# 総代選挙公告

２０１６年　９月　５日
コープさが生活協同組合
総代選挙管理委員長　　今泉　照代

２０１６年度の総代定数と選挙区について、定款第４４条、第４５条、総代選挙規約第２条、第３条に基づき、理事会にて決定致しましたので、ここに公告致します。

また、総代選挙規約第４条、第５条、第６条に基づき、総代選挙管理委員会が発足し、候補者登録の受付期間および受付方法を決めましたので、合わせて公告致します。

記

●候補者登録の受付期間は、９月１２日（月）～９月２３日（金）
●候補者登録の受付場所および時間は、コープさが生活協同組合　本部
（佐賀市開成３丁目 3-28）にて、午前９時から午後５時とします。
※但し 9/17（土）、18（日）を除きます。

※１．候補者登録の届け出は、本人もしくは本人の代理によって行われます。
（この場合は、本人記入の立候補届に捺印が必要です。届け出用紙は、各支所・店舗・本部にも準備しています。）
※２．候補者が定数を超えた選挙区については、１０月　３日（月）～　７日（金）に投票を行います。
（その場合、該当選挙区の選挙委員会から改めてお知らせ致します。）

## 総代はみんなの代表です。

■　総代は、総代会に出席し、生協の年間の活動方針や計画についての決定を行います。
■　総代は、総代会の決定を日常活動に活かすため、積極的に諸活動に参加します。

お知らせ

2013年度の通常総代会での総代選挙規約改定の決定に伴い、2014 年度から総代選挙を 9 月に実施しています。総代が確定した後、次年度の通常総代会（2017 年 6 月）を迎えるまでの期間に、総代を対象にした「総代懇談会」の開催や「総代通信」での情報提供などを行い、総代の皆さんが生協の運営や取組みの状況などについて理解を深めていただける機会を設定しています。

２０１７年度通常総代会は、２０１７年　６月２０日（火）開催を予定しています。

## 【2016年　総代選挙区および定数】

2016年度総代選挙の選挙区および選挙区毎の定数は、コープさが生活協同組合総代選挙規約第2条、第3条に基づき下記の通りとなります。
組合員の選挙区は、組合員登録住所に該当する以下のいずれかの選挙区となります。（県外住所登録者の選挙区は、佐賀県内にある勤務地の住所です。）

### ■鳥栖・基山エリア　（全29名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 鳥栖南・鳥栖北 | 7 | 轟木町、藤木町、元町、京町、秋葉町、本通町、今泉町、真木町、高田町、安楽寺町、東町、本鳥栖町、本町、大正町、土井町、鎗田町、古野町、布津原町、宿町 |
| 田代・若葉・基里 | 9 | 田代昌町、田代新町、田代上町、田代大官町、田代外町、田代本町、永吉町、柚比町、今町、河内町、神辺町（神辺合町含む）、萱方町、古賀町、桜町、松原町、加藤田町、浅井町、虹が丘町、弥生が丘１～８丁目、飯田町、原町、姫方町、幡崎町、酒井西町、曽根崎町、酒井東町、水屋町 |
| 麓・旭 | 7 | 蔵上町、牛原町、養父町、原古賀町、山浦町、山都町、平田町、立石町、桜ヶ丘町、蔵上１～４丁目、下野町、三島町、江島町、村田町、儀徳町、幸津町、西田町、西新町、前田町、あさひ新町 |
| 基山・若基 | 6 | 基山町(園部、宮浦、小倉、長野）、基山町けやき台1～4丁目 |

### ■神埼エリア　（全23名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| みやき・上峰 | 10 | みやき町、上峰町 |
| 吉野ヶ里 | 4 | 吉野ヶ里町 |
| 神埼・脊振・千代田 | 9 | 神埼町、脊振町、千代田町 |

### ■佐賀北エリア　（全36名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 鍋島・開成 | 10 | 卸本町、鍋島1～6丁目、鍋島町増田、鍋島町大字鍋島、鍋島町大字蠣久、開成1～6丁目、鍋島町大字森田、鍋島町大字八戸溝、八戸溝1～3丁目 |
| 神野・勧興 | 7 | 神野東1～4丁目、駅前中央1～3丁目、栄町、神野西1～4丁目、神園1～6丁目、大財1丁目、松原１～2丁目、愛敬町、中央本町、中の小路、天神1～3丁目、成章町、唐人1～2丁目、駅南本町、八幡小路、白山1～2丁目、多布施1～2丁目、多布施4丁目 |
| 若楠・高木瀬 | 8 | 新中町、八丁畷町、若楠1～３丁目、高木瀬団地、若宮１～3丁目、日の出2丁目、高木瀬東１～6丁目、高木瀬西１～6丁目、高木瀬町、日の出１丁目 |
| 金立・久保泉・大和・富士・三瀬 | 11 | 金立町、久保泉町、大和町、富士町、三瀬村 |

### ■佐賀南エリア　（全43名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 北川副 | 4 | 北川副町、木原1～3丁目、南佐賀1～3丁目、新郷本町 |
| 循誘・赤松 | 6 | 柳町、大財2～6丁目、紺屋町、田代1～2丁目、高木町、東佐賀町、松原3～4丁目、朝日町、材木1～2丁目、今宿町、呉服元町、大財北町、水ヶ江1～6丁目、城内1～2丁目、堀川町、中の館町、赤松町、鬼丸町、与賀町 |
| 本庄・日新 | 8 | 本庄町、長瀬町、道祖元町、川原町、川原小路、末広1～2丁目、多布施3丁目、西田代1～2丁目、西田代町、昭栄町、下田町、新生町、六座町、西魚町、八戸1～2丁目、伊勢町 |
| 巨勢・兵庫 | 5 | 巨勢町、兵庫町、兵庫南1～4丁目、兵庫北1～7丁目 |
| 西与賀・嘉瀬・新栄 | 10 | 西与賀町、嘉瀬町、光1～3丁目、天祐団地、天祐1～2丁目、鍋島町大字八戸、中折町、緑小路、新栄西、新栄東 |
| 諸富・蓮池・東与賀・川副 | 10 | 諸富町、蓮池町、東与賀町、川副町 |

### ■中部エリア　（全30名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 小城 | 5 | 小城町 |
| 三日月・久保田・牛津・芦刈 | 12 | 三日月町、久保田町、牛津町、芦刈町 |
| 多久 | 6 | 多久市 |
| 江北・白石 | 7 | 江北町、白石町 |

### ■杵藤エリア　（全34名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 武雄・山内 | 12 | 武雄市(北方町を除く）、山内町 |
| 嬉野 | 7 | 嬉野市 |
| 鹿島・太良 | 10 | 鹿島市、太良町 |
| 大町・北方 | 5 | 大町町、北方町 |

### ■伊万里・有田エリア　（全17名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 有田 | 5 | 有田町（旧西有田町を含む） |
| 伊万里 | 12 | 伊万里市 |

### ■唐津・東松浦エリア　（全20名）

| 選挙区 | 定数 | 組合員登録住所 |
|---|---|---|
| 唐津・東松浦 | 20 | 唐津市、東松浦郡（玄海町） |

| 総代定数合計 | 232名 |
|---|---|

**【候補者登録について】**

①被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができます。但し、立候補できる組合員の条件は以下の(1)～(3)を全て満たす方です。また、立候補できるのは、所属する選挙区に限られます。
(1)2016年8月末日のコープさが生協組合員名簿に登録された組合員本人であり、現在も組合員であること。
(2)現在の組合員登録住所が佐賀県内にあるか、または勤務地が佐賀県内にあること。
(3)コープさが生協の役員(理事、監事)または総代選挙管理委員は、候補者になることができません。

②候補者を推薦する時は、推薦を受ける組合員の同意をあらかじめ得ておかなければなりません。

③候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができます。

**【選挙について】**

①候補者が選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とします。

②候補者が選挙区ごとの定数を超えた選挙区の投票については、選挙区選挙委員長から投票を行う日の7日前までに、下記の(1)～(3)の事項についての公示が行われます。(当該選挙区の共同購入と個人宅配の配達ルートで配布するとともに、本部事務所、および当該選挙区を含むエリアの生協支所・店舗・ステーションに掲示します。)　(1)候補者の氏名　(2)投票の日時および場所　(3)投票の方法